

社会福祉法人の新会計基準移行 help !!



第 10 回 移行時の取扱いその 4

「社会福祉法人会計基準への移行時の取扱い」2 旧基準からの以降の場合 には 10 の項目について書かれています

| | |
|----|---|
| 1 | 事業区分・拠点区分・サービス区分の設定 |
| 2 | 貸借対照表の組替え |
| 3 | 有価証券に係る調整 |
| 4 | ファイナンス・リース取引について、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行う場合の調整 |
| 5 | 退職給付引当金に係る調整 |
| 6 | その他の引当金に係る調整 |
| 7 | 第 4 号基本金計上金額に係る調整 |
| 8 | 国庫補助金等特別積立金取崩額の計算 |
| 9 | 設備資金借入金元本償還補助金に係る国庫補助金等特別積立金の設定 |
| 10 | 旧基準の勘定科目と会計基準の勘定科目の移動について |

今回は「7 第 4 号基本金計上金額に係る調整」についてご説明いたします

1.基本金とは

新会計基準に「基本金には社会福祉法人が事業開始等に当たって財源として受け取った寄付金の額を計上するものとする」とあります。

基本金には 1 号～3 号の 3 つがあります

① 1 号基本金

法人の設立、施設の創設等のために基本財産等を取得すべきものとして指定された寄附金の額

具体的には土地、施設の創設、増築、増改築における増築分、拡張における面積増加分、創設・増築等時における初年度設備整備、非常通報装置設備整備、屋内消火栓設備整備等の基本財産等の取得に係る寄附金等の額です。

したがって設備の更新、改築等の寄附金は含めません。

また地方公共団体から無償又は低廉な価額で譲渡された土地建物等の価額は寄附金とせず国庫補助金等に含めます。

② 2 号寄附金

1 号の資産取得等のための借入金元金償還に充てるものとして指定された寄附金の額

③ 3 号寄附金

施設の創設等時に運転資金に充てるために収受した寄附金の額

2.改正点

①固定資産に限らなくなりました

旧基準では寄附金の目的となる基本財産等を固定資産に限るとしていました。しかし新基準では「固定資産に限る」の文言が無いことから10万円未満であっても基本金に計上することになります。

②4号基本金の廃止

新基準では基本金に計上できるのは寄附金に限っています。旧基準の4号基本金は事業活動の結果生じた収支差額を基本金に振替えるもので性格が全く違います。

このため旧4号基本金は基本金として取り扱わないこととなりました。



詳しくお知りになりたい場合にはご連絡ください。

E-mail h-murata@yamadasougou.co.jp

電話 03-3694-6091